

不妊治療（先進医療）費用助成事業に係るQ&A [医療機関・申請希望者]

○助成事業の制度に関するQ&A

No.	Q	A
1	申請にあたって不明な点を教えてほしい。	お住いの市町村を所管する保健福祉事務所にお問合せください。
2	提出期限はいつか。	助成の対象となる検査が終了した日の翌日から起算して90日以内です。期限内であれば年度をまたいで申請できます。 なお、90日目が閉庁日の場合、90日以前の閉庁日に申請いただく必要があります。 申請期限を超過した場合、助成を決定することができません。 適宜「90日後日にち計算表」を御活用ください。
3	助成の回数制限はあるか。	保険適用の治療と先進医療を併用していることが、助成の条件です。左記条件を満たしている限り、助成回数の上限はありません。 なお、保険適用でできる胚移植の回数は40歳未満6回まで、40歳以上43歳未満3回までです。
4	胚移植の回数が上限に達していなければ、何回でも助成を受けることができるか。	ご認識のとおりです。
5	先進医療実施可能医療機関はどこか。	厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関一覧」で御確認ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensi_niryo/kan02.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensi_niryo/kan02.html</a> ) 上記に記載がある場合、県外の医療機関で実施された場合も助成の対象です。 更新は毎月15日頃行われ、承認から掲載までにタイムラグがあるため、最新の情報は各医療機関または関東信越厚生局長野事務所にお問合せください。 承認前に先進医療が実施された場合、助成の対象にはなりません。
6	未承認の医療機関で実施した場合どうなるか。	混合診療の扱いになり、全額自己負担（助成の対象外）となります。
7	医療機関が先進医療の承認を受ける前に治療を開始したが、その後承認を受けた場合、申請をすることができるか。	承認日以前に治療を開始したものは対象外です。
8	「一連の治療」とはどのように考えるか。	一連の治療とは、「採卵」または凍結胚移植に係る「治療計画」を作成した日から「胚移植術（その結果の確認を含む）」等に至るまでの生殖補助医療の実施の過程を指します。

No.	Q	A
9	申請はいつしたらよいか。	一連の治療終了後に申請してください。 また、一連の治療を分けて申請することはできません。 ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合等は、助成の対象となります。 申請期限は、様式第2号（受診等証明書）記載の治療期間終期の翌日から起算して90日以内です。（先進医療実施日の翌日から起算して90日以内ではありません。）
10	一連の治療は継続中だが、予定していた先進医療が終了した場合、申請できるか。	一連の治療終了後（中止後）でなければ申請することはできません。
11	胚移植術の結果の確認をしたところ陰性だったが、助成金の申請はできるか。	胚移植術の結果を問わず申請することができます。（結果が陽性でも陰性でも申請できます。）
12	治療期間はいつまでか。当院では、胚移植術後の結果確認は自費診療のため、患者が市販薬等により実施することもある。	治療期間は計画の作成から胚移植術の結果の確認までです（中止した場合は医師が中止を判断した日まで）。市販薬等により自身で結果を確認した場合は、その結果報告を主治医が受けた日を終期と考えていただくようお願いいたします。
13	文書料は助成の対象か。	先進医療にかかった費用ではないため、助成の対象外です。
14	受診等証明書に記載されている領収額分の領収書の原本のうち一部紛失した場合、どのように対応したらよいか。	持参した領収書の金額分、助成します。 その旨を受診等証明書の枠外に記載し、申請者へ説明し了承いただってください。 なお、交付申請書の申請額が変わる場合は、書き直しが必要です。
15	市町村で実施している助成事業と併用は可能か。	市町村により異なりますので、お住いの市町村にお尋ねください。 なお、当県の助成と併用可能な場合、必ず当県の助成事業への申請を先に行ってください。 同じ期間の治療について、当県への助成の申請の前に他の地方自治体で助成を受けた場合、当県の助成は受けられません。
16	個人で掛けている保険があるが、助成の申請をできるか。	保険については県で規定を設けていないため、申請可能です。
17	夫婦双方が外国籍でも申請できるか。	申請時に長野県内に住所を有する場合は、申請可能です。
18	県内で夫婦の住民票が別々になっている場合、申請窓口はどこか。	夫婦間で生活の本拠地と決めた住所地を管轄する保健福祉事務所に受け付けます。
19	助成金申請後、県外に転出しても助成の対象となるか。	申請日時点において、長野県内に住民票上の住所を有している場合、申請後に県外に転出しても助成の対象です。 助成の決定通知書を送付しますので、転居先の住所を保健福祉事務所に御連絡ください。

No.	Q	A
20	決定通知書を紛失してしまったが、再発行は可能か。	申請を行った保健福祉事務所へお問合せください。

○助成事業の申請書に関するQ&A

No.	Q	A
1	郵送での申請は可能か。	郵送での申請も可能です。 ただし、郵送での申請を希望される場合は、以下について御承知おきください。 ①送料は申請者に御負担いただくこと ②郵送事故等により不着になることがあること ③不着の場合、保健福祉事務所は責任を負わないこと ④配達記録が残る方法（特定記録等）を推奨すること ⑤申請期限内（消印有効）に申請できなかった場合は受理ができないこと ⑥申請前に保健福祉事務所へ御一報いただきたいこと
2	書類に書き間違いがあった場合、どのように訂正したらよいか。	誤った箇所に二重線を引き訂正印を押し、その付近に正しい内容を記載してください。 ただし、交付申請書の申請額に誤りがある場合は、書き直しが必要です。 また、修正テープや修正液の使用、二度書き、塗りつぶしによる訂正は認められません。
3	領収書の添付は保険診療分も必要か。	先進医療に係る領収書の原本のみで問題ございません。
4	申請時に「診療明細書」の添付は必要か。	必須書類ではありません。
5	長野県で実施しているほかの不妊・不育症への助成の申請を同時に行う場合、重複する添付書類は1部でよいか。	事業が異なりますので、事業ごと添付してください。
6	住民票上の住所と現在住んでいる居住地の住所が異なるが、申請書にはどちらを記入したらよいか。	本来、住民票上の住所と居住地は一致していると考えておりますが、御事情で異なる場合、住民票上の住所を記入の上、住民票上の住所地を所管している保健福祉事務所に申請してください。
7	申請書に記入する振込口座は夫と妻どちらでもよいか。	ご認識のとおりどちらでも構いません。
8	夫または妻が海外在住のため日本に住民登録がない。住民票の写しの提出はどのようにしたらよいか。	申請日時点で国内に住民登録がない場合、そのことを確認する必要があるため、一方の住民票の写しと併せて戸籍謄本の附票を御提出ください。
9	採卵から胚移植術（その結果の確認を含む）までの治療計画を立てたが、凍結胚保存に至る前に治療を中止した場合（中止までの間に先進医療を実施）、受診等証明書の「今回の治療」はどこに☑をしたらよいか。	「胚移植術（その結果の確認を含む）前に当該治療計画を中止」に☑をしてください。

No.	Q	A
10	1回目の治療計画により先進医療を用いて治療し胚移植術まで実施したが、妊娠しなかったため、続けて2回目の治療計画を作成し、治療を開始した。 それぞれの治療に係る様式第2号（受診等証明書）はどの時点で作成したらよいか。	様式第2号（受診等証明書）は、申請希望者からの申出により、一連の治療の終了（または中止）ごと作成してください。 作成日について規定はありませんが、申請は一連の治療ごとに行っていただく必要があります。申請期限は、一連の治療の終期の翌日から起算して90日以内であり、超過した場合、助成を決定することができかねますので、御留意ください。